



年度末金融の円滑化に関する意見交換会で挨拶
をする自見大臣
(2月28日)

目次

【特集】

- 国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」の開催について
(2012年2月10日開催) 2

【トピックス】

- 総合的な取引所検討チーム取りまとめについて 4
- 「平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等に
対するパブリックコメントの結果等について」 5
- 「金融検査結果事例集」の公表について 6

- 【お知らせ】 7

- 【金融ここが聞きたい！】 12

- 【2月の報道発表】 13

- 【2月のアクセス数の多いページ】 14

【特集】

国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」の開催について (2012年2月10日 開催)

金融庁は、日本証券業協会及び株式会社東京証券取引所グループの協力を得て、国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」を、平成24年2月10日（金）に開催しました。当日は、国内外の金融当局等政府関係者、中央銀行、金融機関、研究者、在京各国大使館関係者等、総勢500名弱の参加があり、活発な議論が展開されました。

冒頭の中塚一宏 内閣府副大臣（金融担当）の開会挨拶に引き続き、畑中龍太郎 金融庁長官により、アジアの金融市場の今後の発展に参考となる、これまでの我が国の金融危機対応や中小企業金融の円滑化等についての基調講演が行われました。コンファレンス中には、ジュンス・キム 韓国銀行総裁による、金融市場統合の意義とシステミックリスク管理のためのマクロプルーデンス政策の重要性に関する基調講演、及び、ゼティ・アクタール・アジズ マレーシア中央銀行総裁による、アジア域内における金融経済統合への柔軟性のある、段階的なアプローチについての基調講演（ビデオ上映による）が行われました。



開会挨拶を行う中塚副大臣



総勢500名弱の聴衆

また、「アジア市場の統合と金融革新」に関する4つの課題についてそれぞれのセッションに分かれて議論が行われました。各セッションの主な内容は下記のとおりです。

セッション1： 世界金融危機後の金融市場改革とアジアへのインプリケーション

セッション1（モデレーター：ジェーン・ディプロック シンガポール取引所（SGX）社外取締役（前証券監督者国際機構（IOSCO）理事会議長））では、金融危機後の規制改革の現状を、グローバルな視点並びにアジアからの視点で把握した上でアジアの金融市場での課題を抽出し、今後の金融危機防止策及びアジア諸国に対するインプリケーションについての議論が行われました。

欧州における域内統合の課題や、金融危機後に欧州が行った金融規制・監督体制の整備のほか、IOSCO等の国際機関における規制に関する議論が紹介されると共に、アジアについては、金融システムの相対的な健全性が指摘されました。一方で、複雑な金融商品が十分なリスクの説明なしに個人投資家に販売されている問題や、店頭（OTC）デリバティブ規制を始めとする国際的な規制の整合性確保、財政・金融両面における規律の重要性等、アジアにおいても金融危機を教訓として検討すべき課題があるとの認識が共有されました。



セッション2： アジア金融市場における適切な資金供給のあり方について

セッション2（モデレーター：吉野直行 金融庁金融研究センター長、慶應義塾大学経済学部教授）では、アジア金融市場におけるリスク資金供給を巡る課題に対処するため、マイクロファイナンスを含めた中小事業者向け金融の現状を分析し、アジア金融市場の今後の発展のための方策について、適切な規制の枠組みを含めた議論を行いました。

マクロでみて貯蓄超過のアジアでなぜ中小企業に資金が回らないのかという問題提起がなされ、社債や株式市場が主に大企業の資金調達手段として発展してきた点や、借り手である中小企業の財務情報の透明性の問題、抵当権実行が困難な場合があること等が指摘された後、韓国等の事例を提示しつつ、公的金融機関による信用補完や投資信託を始めとする資本市場の活用、長期の資金提供者としての年金基金・保険の育成等、より円滑な資金供給の実現に向けた提言等が行われました。

セッション3： アジアの市場統合～競争か、協調か～

セッション3（モデレーター：ザリナ・アンワー マレーシア証券委員会委員長）では、アジア金融市場の統合という観点から、競争と協調をどのように進めていくかについて具体的な課題を検討した上で、アジアの金融市場の活性化に向けた連携、競争のあり方や課題について議論が行われました。

世界的な合従連衡の流れの中、国内に多数の取引所が存在し、競争が活発であるインドや、韓国が積極的に進める取引所の国際的な連携策等の事例が紹介され、アジア各国はそれぞれが独自の歴史や文化を持っており、規制の枠組みや経済の開放度の違いが競争や協調に対する姿勢に影響しているとの認識が示されました。また、国際的な取引所の合併の認否について、国益の観点から最終投資家の便益が軽視され

がちであるという意見が出た一方、取引所の担う決済機能等の公的な役割のために公正性の観点から慎重にならざるを得ないという意見も示されるなどの議論が行われました。

セッション4： アジア金融インフラの革新～新しい決済システムのあり方について～

セッション4（モデレーター：カニット・サングスバーン タイ財務省財政政策研究所所長）では、各国の市場を維持・発展させるためには、資金を経済全体に安全かつ円滑に流通させる金融市場インフラが重要な役割を担っているとの認識を踏まえ、金融インフラの礎としての証券及び資金決済システムのあり方に加え、決済システムのイノベーションの現状とアジア諸国におけるさらなる発展の可能性についての議論が行われました。

決済システムの効率性・安全性の向上に向け、アジア域内における中央清算機関(CCP)等の金融市場インフラの育成や適切な競争の重要性が指摘されたほか、日本の資金決済システムの安全性向上に向けた最近の取り組みや、IOSCO等の国際機関における金融市場インフラ強化に向けたイニシアチブが紹介され、今後金融市場の拡大が見込まれるアジアにおいては、決済システムの利便性や頑健性、信頼性の向上が重要となっていく旨の認識が共有されたほか、我が国の電子記録債権のアジア諸国への導入の可能性及び課題という、決済システムの金融ビジネスとしての側面についても議論が展開されました。

※ 本コンファレンスのプログラム、結果概要及びパネリスト等のプレゼンテーション資料等については、[国際コンファレンス「アジア市場の統合と金融革新」のウェブサイト](#)にアクセスしてください。

【トピックス】

総合的な取引所検討チーム取りまとめについて

新成長戦略（平成22年6月18日閣議決定）において、「総合的な取引所（証券・金融・商品）の創設の推進」が21の「国家戦略プロジェクト」の一つとして位置付けられたことを受け、利用者・投資家、内外の市場関係者の利便やニーズに合致した形での規制のあり方等を検討すべく、平成22年10月28日に、金融庁・農林水産省・経済産業省の副大臣・大臣政務官をメンバーとする「総合的な取引所検討チーム」が発足しました。

今般、検討チームによる検討が進められ、平成24年2月24日にその「取りまとめ」が公表されました。この取りまとめの主な内容は、以下の通りです。

1. 証券・金融と商品を一体として取り扱う「総合的な取引所」については、金融商品取引法に基づき、内閣総理大臣（金融庁）が一元的に監督する。
2. 仲介業者、清算機関等についても、証券・金融、商品を横断して取り扱うことができる制度を整備する。
3. 商品デリバティブ取引に係る一定の監督権限の行使について、農林水産大臣・経済産業大臣との事前協議等の規定を整備し、相互連携を確保する。

そして、取りまとめの内容を盛り込んだ、金融商品取引法等の一部を改正する法律案が本年3月9日に閣議決定され、国会に提出されました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「総合的な取引所検討チーム取りまとめについて」（2月24日）](#)にアクセスしてください。

また上記取りまとめや過去の議事録等、検討チームの詳細については、金融庁ウェブサイトの[「審議会・研究会等」](#)から[「総合的な取引所検討チーム」](#)にアクセスしてください。

平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について

金融庁では、平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令案等につきまして、平成 23 年 11 月 4 日（金）から平成 23 年 12 月 5 日（月）にかけて公表し、広く意見の募集を行い、その結果等を平成 24 年 2 月 10 日（金）に公表しました。

本件の政令は、平成 24 年 2 月 10 日（金）に閣議決定され、内閣府令等と併せて、平成 24 年 2 月 15 日（水）に公布されました。本件の政令・内閣府令等は、平成 24 年 4 月 1 日（日）から施行されます。本件の政令・内閣府令等の概要は以下のとおりです。

1. ライツ・オファリングに係る制度整備

- (1) 目論見書の作成・交付義務免除の要件として日刊新聞紙に掲載する事項を規定しました。
- (2) 割当て時ではなく行使時に公開買付規制・大量保有報告規制の適用を受ける新株予約権を規定しました。
- (3) 引受証券会社が未行使分の新株予約権を取得する際の株券等所有（保有）割合を規定しました。
- (4) ライツ・オファリングにおけるインサイダー取引規制の軽微基準（重要事実該当しない基準）等を整備しました。
- (5) 引受証券会社による新株予約権の行使勧誘について、虚偽告知の禁止等の行為規制を適用することとしました。

2. 銀行・保険会社等金融機関本体によるファイナンス・リースの活用解禁

- (1) 銀行・保険会社等金融機関本体に解禁するファイナンス・リースの要件のうち、中途解約禁止に準ずるもの及び付随費用を規定しました。
- (2) 銀行・保険会社等金融機関グループが行うファイナンス・リースを大口信用供与等規制の対象に規定しました。

3. プロ等に限定した投資運用業の規制緩和

- (1) 対象となる投資運用業について、顧客であるプロ等（適格投資家）の範囲や運用財産に係る総額の上限を規定しました。
- (2) 最低資本金等の登録要件を緩和しました。

4. 英文開示の範囲拡大

- (1) 外国会社届出書の補足書類のうち「日本語による要約」の記載項目を規定しました。
- (2) 外国会社臨時報告書の「提出理由」は日本語によることを規定しました。

5. その他

- (1) 適格機関投資家等特例業務（届出制）に係る届出記載事項等の追加
届出記載事項に適格機関投資家の名称等を追加しました。
- (2) 株式等のブロックトレードの円滑化
証券会社による仲介のための買付けをインサイダー取引規制の適用対象から除外しました。
- (3) 学校法人向けシンジケートローンの金商法の適用除外
銀行等が行う学校法人向けシンジケートローンを金商法上の「みなし有価証券」から除外しました。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「平成 23 年金融商品取引法等改正（1 年以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について」（2 月 10 日）](#)にアクセスしてください。

「金融検査結果事例集」の公表について

金融庁は、平成24年2月23日に、「金融検査結果事例集（平成23検査事務年度前期版）」を公表しました。金融庁は、平成17年より、金融行政の透明性・予測可能性を更に向上させるなどの観点から、指摘の内容・頻度を勘案して、金融機関が適切な管理態勢を構築する上で参考となる事例を取りまとめ、公表してきています。

また、情報発信の充実・強化を推進する観点から、タイムリーに金融検査結果の事例集を公表することが重要と考えており、昨事務年度に引き続き、本事務年度においても、預金等受入金融機関に対する検査結果について前期版として公表することとしました。（注1）

なお、預金等受入金融機関以外の金融機関については、7月に公表を予定している次回の事例集に掲載することとしています。

今回の事例集の主な特徴は、以下のとおりです。

1. 検査基本方針における「検査重点事項」に関連する事例を多く掲載

本事務年度の検査基本方針においては、金融仲介機能の発揮、法令等遵守、顧客保護等の徹底及び各種リスクの的確な管理を行うためには、適切な経営管理のもとでの、経営陣の主導性とコミットメントが決定的に重要であるとの認識を示し、昨事務年度に引き続き、各金融機関の戦略目標の合理性や持続可能性をはじめ、「経営管理（ガバナンス）態勢」の整備について重点的に検証してきており、本事例集においては、これらに関する事例を多く掲載しています。

また、同方針の「検査重点事項」において、新たな検証項目として追加された、震災等を踏まえた業務継続体制や、リスク性商品の説明態勢・フォローアップ態勢の整備等に係る事例も掲載しています。

2. 金融円滑化に関連する事例を多く掲載

金融庁では、金融円滑化法（注2）の実施等を踏まえ、金融機関によるコンサルティング機能の発揮を一層定着させる観点から、今期の金融検査においても、昨事務年度に引き続き、金融機関による適切なコンサルティング機能の発揮等について重点的に検証しており、「金融円滑化編」において、指摘事例だけではなく、評価事例も多く掲載しています。

一方、債務者の実態を十分に把握することなく条件変更に応じている問題事例等については、「信用リスク管理態勢」に掲載しています。

（注1）掲載事例については、預金等受入金融機関について、平成23年7月～平成24年1月までの間に通知された検査結果を中心に掲載しています。

（注2）中小企業者等に対する金融の円滑化を図るための臨時措置に関する法律（平成21年12月4日施行）。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から[「金融検査結果事例集」の公表について（2月23日）](#)にアクセスしてください。

また、過去の事例集については、平成16検査事務年度版（[平成17年7月27日](#)）、平成17検査事務年度版（[平成18年7月5日](#)）、平成18検査事務年度版（[平成19年7月5日](#)）、平成19検査事務年度版（[平成20年7月4日](#)）、平成20検査事務年度版（[平成21年7月3日](#)）、「金融円滑化に係る金融検査指摘事例集」（[平成21年12月17日](#)）、平成21検査事務年度版（[平成22年7月21日](#)）、平成22検査事務年度前期版（[平成23年2月10日](#)）、平成22検査事務年度後期版（[平成23年7月1日](#)）の「報道発表資料」をご覧ください。

【お知らせ】

○ 保険財務基準・リスク分析室の設置について

金融庁では、これまででもソルベンシー・マージン比率規制の短期的・中期的見直しを進めるなど、保険会社の財務の健全性確保に向けた取組みを進めてきたところですが、保険会社を取り巻くリスクが多様化・複雑化していることを踏まえ、更に深度ある保険監督行政を実現すべく、2月1日付で、監督局保険課に「保険財務基準・リスク分析室」を設置しました。

当室においては、

1. 統合的なリスク管理の高度化促進
2. 高度なリスク管理手法と統合的な「経済価値ベースのソルベンシー評価」導入の検討
3. 保険会社に対するモニタリング機能の強化

という3つの行政課題に一体で対応する体制としています。

金融庁では、規制上求められる自己資本等の確保や財務情報の適切な開示に加え、保険会社が、自社の経営戦略と一体で、全てのリスクを統合的に管理し事業全体でコントロールする態勢を整備することが重要と考えています。当室では、ERM（エンタープライズ・リスク・マネジメント）ヒアリングの実施等により、各保険会社において、経営陣による主導性と強いコミットメントの下で、自社の自己資本等の状況を踏まえつつ、会社の規模やリスクの特性等に応じた適切なリスク管理態勢が整備されているかを検証し、高度化を促していきます。

また、経済価値ベースのソルベンシー規制に関しては、昨年度に実施したフィールドテストを通じて把握した実務上の様々な課題等について、専門組織と連携しつつ、当室において、規制導入に向けた検討を引き続き行っていきたいと考えております。

○ 「東日本大震災関連情報」について

金融庁では、引き続き、以下を窓口として「東日本大震災関連情報」を提供しています。

○金融庁ウェブサイト

「東日本大震災関連情報」

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103.html>)

金融機関の電話相談窓口

(URL:<http://www.fsa.go.jp/ordinary/earthquake201103/20110325-1.html>)

○金融庁携帯サイト

「★東日本大震災関連情報」

(URL : <http://www.fsa.go.jp/m/quake/jishin.html>)

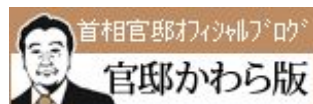


○金融庁ツイッター「金融庁関連情報」(URL : http://twitter.com/#!/fsa_JAPAN)

○ 「官邸かわら版」の活用について

内閣広報室では、9月12日に野田内閣が進める重要政策について、総理の思いや取組み状況等を国民に分かりやすく伝えるために、首相官邸オフィシャルブログ「官邸かわら版」を開設しました。

金融庁におきましても、金融庁ウェブサイト及び金融研究センター・証券取引等監視委員会・公認会計士監査・審査会のウェブサイトに以下のバナーを設置しています。



「官邸かわら版」

URL : <http://kwaraban.kantei.go.jp/>

○ 「e-Gov 電子申請システム」ご利用について

国民の利便性・サービス向上の取組みとして、金融庁が所管する申請・届出についても、「[e-Gov 電子申請システム](#)」の利用により、電子申請・届出をすることができますので、みなさまの積極的なご利用をお願いします。

本システムで手続きが可能な申請・届出等については「[法令・指針等](#)」の「[法令一覧による検索](#)」をご確認ください。

なお、本システムのご利用にあたりましては、「[e-Gov 電子申請システム利用規約](#)」に同意していただく必要があります。

「e-Gov 電子申請システム」利用のメリット

いつでも

- ・ 時間にとらわれず夜間や休日でも24時間手続きができます。
(注) 本システムの保守等が必要な場合は、システムの運用停止等を行うことがあります。

どこでも

- ・ 自宅や職場、遠隔地からでも、インターネット経由で手続きができます。

(注) 添付書類のうち、公的機関証明書等、原本を提出する必要のあるもの等については、別に郵送等で提出していただくことになります。

※ 「e-Gov 電子申請システム」の使い方について、詳しくは [e-Gov トップページ](#) の「[電子申請とは](#)」をご確認ください。

○ その「もうけ話」、大丈夫ですか？ 詐欺的な投資勧誘にご注意ください！

「未公開株」や「ファンド」取引に関する詐欺的な投資勧誘が多発しています。
くれぐれもご注意ください。

「未公開株」や「私募債」の取引に関するご注意

- 一般的に、幅広い投資家に「未公開株」や「私募債」の取引の勧誘が行われることは、考えられません。
⇒ こうした取引の勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

「ファンド（組合など）」取引に関するご注意

- 法律上、幅広い投資家に対して、組合などファンドへの出資の勧誘を行えるのは、金融庁（財務局）の登録を受けた業者に限られます。
⇒ これ以外の者が勧誘を行うことは、法律違反の可能性がありますので、絶対に関わらないようにしてください。

実際に投資を行うかどうかの判断は、取引内容を十分に理解した上で行うことが重要です。
少しでも不審に思った場合には、取引を見合わせることを含めて、慎重に対応することをお勧めします。

- ◎ 金融庁ウェブサイトでは、より詳しい情報や、勧誘を行う業者が金融庁（財務局）の登録を受けているかを確認できます。
- ◎ なお、金融庁（財務局）の登録を受けている業者であっても、
 - ・その信用力などが保障されているものではありません。
 - ・「元本保証」「絶対に儲かる」などと説明して勧誘することは、禁じられています。

不審な勧誘を受けた場合などには、金融庁金融サービス利用者相談室に情報をご提供ください。

- 金融庁金融サービス利用者相談室（受付時間：平日10時00分～17時00分）
電話（ナビダイヤル）：0570-016811
※IP電話・PHSからは、03-5251-6811におかけください。
FAX：03-3506-6699

※詳細はこちらにアクセスしてください。

- ・ [投資勧誘等にご注意！](#)（金融庁ウェブサイト）
- ・ [免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)（金融庁ウェブサイト）

○皆様からの情報提供が市場を守ります！

[証券取引等監視委員会](#)は、市場分析審査、証券検査、課徴金調査、開示検査及び犯則事件の調査を通じて、市場の公正性・透明性を確保し、投資者を保護することを使命としています。

当委員会では、こうした調査や検査などの参考として有効に活用するため、広く一般の皆様から、市場において不正が疑われる下記のような情報を、電話や郵送、FAX、インターネット等により受け付けています。

<個別銘柄に関する情報>

- ・ 相場操縦（見せ玉や空売りによるものなど）
 - ・ インサイダー取引（会社関係者による重要事実公表前の売り抜けなど）
 - ・ 風説の流布（ネット掲示板の書き込みやメールマガジンによるデマ情報など）
 - ・ 疑わしいディスクロージャー（有価証券報告書や適時開示など）
 - ・ 疑わしいファイナンス（架空増資や疑わしい割当先など）
 - ・ 上場会社の内部統制の問題
- ・・・ など

<金融商品取引業者等に関する情報>

- ・ 証券会社や外国為替証拠金取引（FX）業者、運用業者、投資助言・代理業者などによる不正行為（リスク説明の不足、システム上の問題など）
 - ・ 経営管理態勢や財務内容に関する問題（リスク管理、分別管理、自己資本規制比率の算定など）
- ・・・ など

<その他の情報>

- ・ 疑わしい金融商品や疑わしいファンド（投資詐欺的な資金集めなど）、無登録業者に関する情報
- ・ 市場の公正性を害するような市場参加者（いわゆる仕手グループなど）に関する情報・・・ など

以上のような情報につきましては、是非、当委員会までご提供をお願いします。なお、株式に限らず、デリバティブや債券等に関する情報についても幅広く受け付けています（個別のトラブル処理・調査等の依頼には対応していませんので、ご了承ください）。

インターネットからの情報のご提供は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[情報受付窓口](#)からお願いします。



一般からの情報提供を求めるポスター

◆ 証券取引等監視委員会 情報受付窓口

〒100-8922 東京都千代田区霞が関3-2-1 中央合同庁舎第7号館

直 通：03-3581-9909（情報受付窓口直通）

FAX：03-5251-2136

<https://www.fsa.go.jp/sesc/watch/>

○新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

○証券取引等監視委員会ウェブサイトにてメールマガジン配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**メールマガジン配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報や証券取引等監視委員会の問題意識等のメッセージを電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの[「メールマガジン配信サービス」](#)に、英語版の登録は[「Subscribing to E-mail Information Service」](#) にアクセスしてください。

○公認会計士・監査審査会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

公認会計士・監査審査会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの新着情報を電子メールでご案内します。

※ 日本語版の登録をご希望の方は、公認会計士・監査審査会ウェブサイトの[「新着情報メール配信サービス」](#)に、英語版の登録は[Subscribing to E-mail Information Service](#) にアクセスしてください。

【金融ここが聞きたい！】

このコーナーは、大臣の記者会見における質疑応答などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。さらにご覧になりたい方は、金融庁ウェブサイトの「[記者会見](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q：欧州の政府債務危機問題につきましては、先週ギリシャで追加の緊縮策が決まったと報じられております。一方、昨日、ムードーズが、イタリア、スペインなどの国債の格下げというのに踏み切っております。こういった問題を踏まえた上で今後の欧州債務危機問題がどうなっていくののだろうか。また、日本の金融機関の影響についてどう捉えておられるか。

A. ギリシャでは報道されていますように、昨日 13 日財政緊縮法案が議会で可決され、EU・IMF による追加支援の実施に向けて一歩前進がみられたところでございます。15 日（水）に予定されているユーロ圏 17 カ国の財務相の会合で、追加支援の了承が得られるよう、ギリシャにおいてはもう一段の努力が続けられるところであります。

いずれにいたしましても、これは三つ条件があったと思いますが、一つは財政緊縮案の議会承認、それから二つ目が 3.25 億ユーロの支出カットの具体的方策の特定、それから三つ目にギリシャ与党党首の書面による緊縮策実施の確約という三つの条件が指し示されたというふうに認識をいたしております。その中の一つの財政緊縮案の議会承認ということが、昨日実施に向け可決されたということでございます。いずれにいたしましても、欧州債務問題については、今言いましたように三つのうちの最初（の条件）が、きちっと可決されたわけですけれども、合意された枠組みが一つひとつ確実に、実施されていくことが重要であるというふうに考えておまして、こうした動向を注意深く我が国としても見守っていく必要があると思っております。

なお、我が国の金融システムについて如何にというご質問でしたが、我が国の金融システムについては、総体として健全であり、安定しているが、内外の経済・市場の動向や、それが我が国の金融システムに与える影響についても、引き続き注意深くきちんと緊張感を持って注視してまいりたいというふうに思っております。

【平成 24 年 2 月 14 日（火）閣議後記者会見】

Q：今週末 G20 がメキシコで始まるのですが、欧州危機対応のほか、金融関連ではボルカー・ルールについて議題に上がりそうなのですが、（金融担当）大臣としてどういう議論を期待されますか。

A. 各国がそれぞれの国内で金融規制改革を進めるにあたって国際基準を遵守しつつ、他国の金融機関や金融市場に不必要な悪影響を与えないように、他国と十分協議することが重要だと思っております。

今、お話に出ました米国のいわゆるボルカー・ルールの実施にあたって、他国の金融機関や金融市場に不必要な悪影響を与えないよう、多国間・二国間の協議を通じて、十分な調整が行われることを期待いたしております。

今回、G20 の財務大臣・中央銀行総裁会議について、会合開催前の現時点でその議論の内容を予断することは差し控えたいと思っておりますが、各国が密接に意見交換を行うための重要な会議であり、現金融規制改革に関わる論点を含め、世界全体の経済・金融の安定に向けた有意義な議論がなされることを期待いたしております。

現在のボルカー・ルール、皆さん方は本当によくご存じだと思いますけれども、外国の金融グループの米国外の拠点に対して直接的にボルカー・ルールを域外適用されることにより、世界の金融市場の流動性に悪影響を及ぼすのではないかなというふうな指摘があります。それから、適用除外の証券がご存じのように米国債、米エージェンシー債、米地方債に限定されているため、日本の国債や他のソブリン債市場の流動性が低下するおそれがあるということが指摘されておりますし、それから、短期の為替スワップ取引が規制対象とされており、米国外の銀行によるドル資金の調達に悪影響があるのではないかなというふうに指摘をされております。

ご存じ（のように金融庁）といたしましても、昨年 12 月、当庁と日本銀行の名前でボルカー・ルール案に対する懸念を表明するコメントレターを提出いたしております。

【平成 24 年 2 月 24 日（金）閣議後記者会見】



【2月の報道発表】

2月1日	アクセス	「中小企業の会計に関する基本要領」の策定について～「中小企業の会計に関する検討会報告書（中間報告）」公表～
	アクセス	第130回自動車損害賠償責任保険審議会の開催について
	アクセス	第130回自動車損害賠償責任保険審議会資料（平成24年1月31日開催）
2日	アクセス	3農協（大船渡市農協、そうま農協、ふたば農協）に係る優先出資の取得の決定について
	アクセス	「貸金業法施行規則及び保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	山梨県民信用組合の経営強化計画及び全国信用協同組合連合会の経営強化指導計画の履行状況（平成23年9月期）について
	アクセス	株式会社紀陽ホールディングス及び株式会社紀陽銀行並びに株式会社豊和銀行の経営強化計画の履行状況（平成23年9月期）について
	アクセス	地域銀行10行の経営強化計画の履行状況（平成23年9月期）について
	アクセス	地域銀行2行の経営強化計画（震災特例）の履行状況（平成23年9月期）について
	アクセス	信金中央金庫に対する信託受益権等の買取りの決定について
3日	アクセス	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に係る金融庁関係内閣府令（案）等の公表について
7日	アクセス	「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について
10日	アクセス	平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	平成23年9月期における金融再生法開示債権の状況等（ポイント）
	アクセス	ムーンライトキャピタル株式会社に対する行政処分について
15日	アクセス	「外国会社報告書等による開示に関する留意事項について」の改正案の公表について
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成23年12月5日募集分）
	アクセス	「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について（平成23年11月22日募集分）
17日	アクセス	「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の追加等について
	アクセス	第11回金融審議会「我が国金融業の中長期的な在り方に関するワーキング・グループ」資料（平成24年2月15日開催）
20日	アクセス	企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議資料（平成24年2月17日開催）
	アクセス	「金融商品取引法等に関する留意事項について」（金融商品取引法等ガイドライン）の一部改正案の公表について
22日	アクセス	株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法の施行に係る金融庁関係内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について
23日	アクセス	インターネット・バンキングによる預金等の不正払出し事案が発生しています。
	アクセス	「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）の公表について
	アクセス	「金融検査結果事例集」の公表について

	アクセス	「保険会社に係る検査評定制度（保険検査評定制度）（案）」の公表について
24日	アクセス	総合的な取引所検討チーム取りまとめについて
	アクセス	フィリップ証券株式会社に対する行政処分について
	アクセス	A I J 投資顧問株式会社に対する行政処分について
28日	アクセス	東日本大震災以降に約定返済停止等を行っている債務者数及び債権額について（11月末）
	アクセス	中小企業金融円滑化法に基づく貸付条件の変更等の状況について（速報値）
29日	アクセス	MF Global FXA 証券株式会社に対する行政処分（延長）について
	アクセス	生命保険業の免許について
	アクセス	貸金業関係資料集の更新について
	アクセス	「保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）」等の公表について
	アクセス	投資一任業者に対する一斉調査について
	アクセス	マークより公表ページを見ることができます。

【2月のアクセス数の多いページ】

このコーナーは2月の「報道発表」から特にアクセス数の多かったページを掲載しています。
 なお、過去のアクセス数の多いページをご覧になりたい方は金融庁ウェブサイトの[アクセス数の多いページ（過去の情報等）](#)にアクセスしてください。

- ・[金融庁が検査実施中の金融機関](#)
- ・[免許・許可・登録等を受けている業者一覧](#)
- ・[A I J 投資顧問株式会社に対する行政処分について](#)
- ・[中小企業等に対する金融円滑化対策について](#)
- ・[「自己資本比率規制（第1の柱）に関する告示の一部改正（案）」の公表について](#)
- ・[平成23年金融商品取引法等改正（1年以内施行）に係る政令・内閣府令案等に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[無登録で金融商品取引業を行う者の名称等について](#)
- ・[「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等について](#)
- ・[「金融検査マニュアルに関するよくあるご質問（FAQ）」の追加等について](#)
- ・[「保険会社に係る検査評定制度（保険検査評定制度）（案）」の公表について](#)

以上